

確認検査業務手数料改正のお知らせ

平成26年2月1日
株式会社 EMI 確認検査機構

日頃から弊社をご利用いただきまして厚く御礼申しあげます。
平成26年4月1日（事前受付）から確認検査業務手数料を改正いたします。
今後とも変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

1 建築物
◇申請手数料

確認、中間検査及び完了検査の申請手数料は、次のとおりです。

床面積の合計	確認申請		中間検査		完了検査				
			当機関で直前の確認済証を受けたもの	他機関で直前の確認済証を受けたもの	当機関で直前の確認済証を受けたもの		当機関で中間検査合格証を受けたもの	他機関で直前の確認済証又は中間検査合格証を受けたもの	
	認証	その他			認証	その他		認証	その他
100㎡以内のもの	12,000	15,000	16, 000	18, 000	17,000	19,000	18,000	18,000	23,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	19,000	23,000	22, 000	25, 000	23,000	26,000	24,000	24,000	30,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	26,000	30,000	30, 000	33, 000	31,000	34,000	32,000	32,000	39,000
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	50,000	51,000	50, 000	55, 000	54,000	54,000	52,000	56,000	60,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	71,000	72,000	68, 000	74, 000	75,000	75,000	71,000	77,000	81,000
2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	148,000	149,000	119, 000	130, 000	138,000	138,000	131,000	141,000	150,000
4,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	224,000	225,000	170, 000	190, 000	200,000	200,000	189,000	203,000	220,000
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの		302,000	221, 000	248, 000		263,000	249,000		290,000
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		378,000	270, 000	296, 000		324,000	308,000		350,000
10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの		530,000	300, 000	319, 000		441,000	420,000		460,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内のもの		700,000	390, 000	410, 000		530,000	504,000		550,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内のもの		1,060,000	610, 000	636, 000		794,000	756,000		820,000
100,000㎡を超え200,000㎡以内のもの		1,508,000	850, 000	890, 000		1,110,000	1,058,000		1,150,000
200,000㎡を超えるもの		1,960,000	1, 170, 000	1, 220, 000		1,450,000	1,380,000		1,500,000

- ◇手数料の加算（確認申請時のみ）
- 1 構造計算書を要する建築物
当該建築物ごとに、床面積に応じ手数料の加算となります。（当該建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互の応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の部分を別の建築物とみなして算定します。）

500㎡以内のもの
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの
50,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの
200,000㎡を超えるもの

1の建築物につき20,000円
1の建築物につき30,000円
1の建築物につき40,000円
1の建築物につき50,000円
1の建築物につき80,000円
1の建築物につき120,000円
- 2 階避難安全検証法を用いた場合

20,000円
- 3 全館避難安全検証法を用いた場合

30,000円
- 4 天空率を用いた場合
道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限それぞれ
1項目につき

5, 000円
- 5 耐火性能検証法を用いた場合

20,000円
- 6 防火区画検証法を用いた場合

20,000円

7 構造計算適合性判定を要するもの（判定を要する建築物ごとに加算となります。）

床面積の合計	加算する手数料	
	建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が国土交通大臣の認証を受けたプログラムにより適正に行われている場合	建築基準法第20条第2号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法により適正に行われている場合
1,000㎡以内のもの	110,000円	159,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	137,000円	212,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	150,000円	243,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	190,000円	321,000円
50,000㎡を超えるもの	322,000円	590,000円

◇手数料の減額
建築確認の欄で、EMIが指定するソフトウェア（EMI－E第03号様式、エクセル形式）（EMIのホームページの「申請様式」からダウンロードできます。）で作成した建築計画概要書（第一面及び第二面）を記録したフロッピーディスク等の電子記録（Eメールで送付していただいても結構です。）を添えて申請された場合には、1,000円減額した額となります。

◇既存建築物に増築する場合の確認の手数料
既存建築物の床面積の2分の1に、増築部分を加えた床面積に対応した額となります。

◇既存建築物に増築する場合の完了検査の手数料
既存建築物の床面積の2分の1に、増築部分を加えた床面積に対応した額となります。

◇用途変更等の手数料
建築物又は完了検査の欄で、建築物の移転、大規模な修繕、大規模な模様替、用途変更については、申請に係る床面積の合計の2分の1に対応した額となります。

◇計画変更確認の手数料
建築物の計画変更については、申請に係る床面積の合計の2分の1（床面積の増加を伴う場合には、当該増加する床面積の合計を加えた床面積）に対応した額となります。ただし、確認済証の交付をEMI以外から受けた建築物は、変更後の床面積の合計に対応した額となります。

◇中間検査の手数料
中間検査の欄は、中間検査を行う部分（複数に分けて中間検査を行う場合は、当該中間検査を行う部分）の床面積の合計に対応した額となります。

◇完了検査の手数料
完了検査の欄は、完了検査を行う部分（複数に分けて完了検査を行う場合は、当該完了検査を行う部分）の床面積の合計に対応した額となります。

2 建築設備（昇降機）

◇申請手数料
確認及び完了検査の申請手数料は、次の表のとおりです。

種類	一の建築設備あたりの手数料の額	
	確認	完了検査
小荷物専用昇降機	10,000円	16,000円
ホームエレベーター	12,000円	18,000円
上記以外の昇降機	18,000円	24,000円

◇計画変更確認の手数料
昇降機の計画変更については、EMIが直前の確認済証を交付した場合は、上記の表の額の2分の1の額となります。ただし、確認済証の交付をEMI以外から受けた場合は、上記の表の額となります。

3 工作物

◇申請手数料
確認及び完了検査の申請手数料は、次の表のとおりです。

種 類	一の工作物あたりの手数料の額	
	確 認	完了検査
広告塔等（政令第138条第1項第3号に規定する工作物）	12,000円	15,000円
5m以下の擁壁	12,000円	20,000円
上記以外の工作物（政令第138条第1項第5号に規定する工作物のうち5mを超えるもの並びに同条第2項及び第3項に規定する工作物を除く。）	別途見積もり	別途見積もり

◇計画変更確認の手数料
工作物の計画変更については、EMIが直前の確認済証を交付した場合は、上記の表の額の2分の1の額となります。ただし、確認済証の交付をEMI以外から受けた場合は、上記の表の額となります。

4 支払方法

◇手数料の支払方法
1 申請窓口での現金納入
申請書類を直接事務所に持参していただき、手数料の現金納入をもって申請を引き受けます。

2 指定口座への振込
申請書類を直接事務所に持参していただき、手数料の振込確認によって引き受けを行います。

◇指定銀行の口座番号は、
常陽銀行 大穂支店 普通口座 1342909 です。
・振込により申請される場合は、申請書類に振込証明書の写しを添付して下さい。
・振込手数料はご負担頂きますようお願い致します。